

県道秦野停車場改築工事（神奈川県秦野市今川町地内）に係る公聴会

日時 平成22年1月22日（金）

18：00 ～ 19：00

## 開 会

○永森議長 定刻になりましたので、ただいまから県道秦野停車場改築工事（神奈川県秦野市今川町地内）に関する事業認定申請に係る公聴会を開催いたします。

私は、本日の議長を務めます国土交通省関東地方整備局建政部長の永森と申します。よろしく願いいたします。

本公聴会は、土地収用法第23条第1項の規定に基づき、平成21年9月4日付で起業者である神奈川県から申請がありました、事業の認定の申請について開催いたすものであります。今後、事業認定庁として当該申請に係る事業の認定に関する判断をするに当たり、勘案すべき情報を収集することを目的とするものであります。

なお、本公聴会の開催に当たっての注意事項等につきましては、関東地方整備局ホームページに掲載いたしました開催案内に記載しておりますが、本日、会場受付にてお配りいたしました整理券の裏側にも記載しておりますので、御一読いただき、遵守されるようお願いいたします。これを遵守いただけない場合には、議長より退場を命ずることがあります。また、状況によっては、やむを得ず公聴会を打ち切らざるを得ないこともありますので、あらかじめ御了承いただきます。

それでは、まず最初に、本件事業の起業者に公述をしていただきます。

起業者の神奈川県平塚土木事務所、具嶋久光さん、寺岡護さん、神奈川県県土整備部、佐藤亮一さんは、壇上にお上がりになり、公述人席にお着きください。

現在の時刻は18時3分です。起業者の公述開始時刻は18時5分となっておりますので、30分後の18時35分までに公述を終了されるようお願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

公述開始時刻となりましたので、公述を開始してください。

○起業者 公述人の神奈川県知事・松沢成文の代理人であります、神奈川県県土整備部平塚土木事務所の具嶋と申します。よろしく願いいたします。

本日の神奈川県の公述人を紹介いたします。

○起業者 神奈川県県土整備部平塚土木事務所、寺岡と申します。よろしく願いします。

○起業者 神奈川県県土整備部道路管理課の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

○起業者 それでは、座って説明させていただきます。

本日の公聴会では、県道秦野停車場改築工事（神奈川県秦野市今川町地内）を通過する秦野駅北口広場交差点から秦野橋南側交差点までの区間のうち、神奈川県秦野市今川町地内の市道648号線から同市今川町地内の市道649号線までの区間につきまして、事業の目的及び内容について説明し、この事業が土地収用法第20条各号の要件を満たしていることを公述してまいります。

それでは、県道秦野停車場の概要について説明いたします。

県道秦野停車場は、神奈川県秦野市の中心市街地に位置し、神奈川県秦野市今川町地内の小田急電鉄小田原線秦野駅前にある秦野駅北口広場交差点を起点とし、同市栄町、寿町、入船町を經由して、同市落合字草山地内の一般国道246号名古木交差点に至る延長1,638メートルの地区幹線道路であります。

本日公述する本路線の事業区間は、起点である秦野駅北口広場交差点から秦野橋南側交差点までの今川町地内を通過する延長226メートルの区間を全体計画区間とし、このうち既に用地取得が完了している秦野駅北口広場交差点から市道648号線までの区間及び市道649号線から秦野橋南側交差点までの区間を除いた市道648号線から649号線までの延長86メートルを対象区間とするものです。

以後、本説明では、県道秦野停車場を本路線、全体計画区間に対応する県道秦野停車場の延長226メートルの区間を本件区間と呼んで説明いたします。

事業の目的ですが、本件区間における自転車・歩行者等の安全かつ快適な通行及び円滑な自動車交通を確保するため、自転車・歩行者道及び停車帯の整備を行い、もって交通事故の低減を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的として計画されたものであります。

次に、事業の経緯について説明いたします。

本件区間については、昭和31年9月に都市計画決定され、昭和53年8月に都市計画変更された秦野都市計画道路3・5・4号（駅前水無川線）と基本的に整合した計画で、平成12年度より事業に着手しております。

対象区間の事業に必要な土地の面積は1,082平方メートル、土地所有者及び関係人は7名であります。平成12年度から用地取得の交渉を開始し、必要面積の97%の用地取得を完了しているところであります。このことを踏まえまして、起業者は平成20年11月20日に土地収用法第15条の14に基づく説明会を開催し、平成21年9月4日に国土交通省関東

地方整備局長あてに事業の認定の申請を行いました。

続きまして、事業の必要性と整備効果について説明いたします。

本件区間の状況ですが、市内を東西に横断する二級河川金目川水系水無川——以下、水無川と言います——の右岸に位置し、沿道には駅前という立地条件から商業施設等が建ち並び、周辺には秦野市役所等の公共施設を初め、水無川対岸には、医療施設として医療法人杏林会八木病院が立地しております。

また、本件区間からおおむね半径1キロメートル以内には秦野市立本町小学校、南小学校、末広小学校の3校及び秦野市立本町中学校が点在し、秦野市の中心市街地の駅前通りとして、公共施設へのアクセスや商業施設の利用者が多い重要な路線でございます。

しかしながら、本件区間は自転車・歩行者道が一部未整備のため、自転車及び歩行者等は車道の通行を余儀なくされており、特に朝夕の通勤・通学の時間帯では自動車交通量も多く、極めて危険な状況にあります。

神奈川県平塚土木事務所及び秦野市が実施した現況交通量調査結果によりますと、本件区間の平成18年度における12時間の自動車交通量は8,216台、自転車交通量は424台、歩行者交通量は3,340人で、平成13年度の観測結果に比べますと、自動車交通量は減少傾向にありますが、歩行者・自転車交通は増加している状況にあります。

また、本件区間沿道には商業施設が建ち並び、荷さばき車両等の停車は12時間で108台で、大型車の混入率は14.8%、延べ停車時間は約14時間となっております。

さらに、本件区間では毎年交通事故が発生しており、秦野警察署の調べによると、平成14年から平成19年までの過去6年間ににおける交通事故の件数は27件であります。このような状況をそのまま放置しておけば、自転車・歩行者等は常に交通事故の危険にさらされることとなります。

また、歩行者や自動車運転者にとっても車道と歩道の区別のない混合交通となり、停車帯も設けられていないことから、安全かつ円滑な交通が阻害され、その結果、交通事故多発の危険性が増大し、自転車・歩行者等はもとより地域住民の生命及び財産を脅かし、地域における安全かつ健全な社会生活及び経済活動に著しい支障を来すことになりかねません。こういったことから、本件事業を行う必要性があります。

次に、整備効果についてですが、本件区間における事業の完成により、連続した自転車・歩行者道が整備されることから、自転車・歩行者等の通行が自動車交通から分離され、現在車道の通行を余儀なくされている自転車・歩行者等の安全かつ快適な通行が可能

となり、交通事故の危険性を回避することに大きく寄与するものであります。

また、停車帯が整備されることにより、停車車両による自動車交通の阻害が解消され、円滑な自動車交通の確保に寄与するものとなり、停車車両を避けて車道の通行を余儀なくされている歩行者等の安全かつ快適な通行も可能となります。

さらに本件区間は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、秦野市において平成14年に策定された秦野市交通バリアフリー基本構想の重点整備地区内における特定経路に指定されている区間でもあることから、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に大きく寄与するものであります。

続きまして、対象区間の計画概要を説明いたします。

対象区間の秦野市今川町地内の市道648号線から同市今川町地内の市道649号線までの延長86メートルの区間については、道路構造令に基づく第4種第2級の規格により、車線数を2車線、設計速度は時速40キロメートルで設計しております。道路幅員は、川側から保護路肩0.5メートル、路肩0.5メートル、車線数2車線で6メートル、停車帯2.5メートル、自転車・歩行者道3メートルの、合計で12.5メートルの道路となります。

本件事業の決定に当たっては、自転車・歩行者等の安全性の確保、交通混雑の緩和、交通事故の減少及び家屋商業施設連担地区であることなど社会的・経済的及び技術的な観点から検討を行い決定したものであり、既に都市計画決定もなされているため、現道拡幅方式により本件区間の南側に自転車・歩行者道及び停車帯を整備するものであります。

続きまして、本件事業が環境面に与える影響について説明いたします。

環境影響評価については、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例に定める対象事業の要件を満たしていないため、実施しておりませんが、起業者が任意で生活環境等への影響について検討を行ったところ、大気質、騒音、振動について環境基準等を満足することが予測されます。

また、本件区間内の土地には、自然界に生息する動植物を初め、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認していません。

さらに、本件区間内の土地には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないことから、これら埋蔵文化財に与える影響はないものと判断されます。

以上、公述対象の事業の目的と内容について説明をいたしました。

当該事業は、土地収用法第3条第1号に該当する事業であること、起業者が当該事業を

遂行する十分な意思と能力を有していること、当該事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用し、または使用する公益上の必要があることから、土地収用法第20条各号の要件すべてに該当しております。

また、県道秦野停車場の本件区間を供用し交通の安全を図るためにも事業の円滑な推進が必要であり、できる限り早期に事業認定がなされることを希望します。

以上で起業者の公述を終わります。

○永森議長 どうもありがとうございました。

それでは、降壇してください。

次の公述は、公述人・森谷甫さんからいただくこととし、18時35分から開始いたします。

公述人・森谷甫さんは、18時30分頃になりましたら適宜壇上にお上がりになり、公述の準備をお願いいたします。

それでは、公述人・森谷甫さんから公述をいただきます。

現在の時刻が18時32分ですので、18時35分から公述を開始し、30分後の19時5分までに公述を終了されるようお願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

公述開始時刻となりましたので、公述を開始してください。

○森谷公述人 皆さん、こんばんは。お寒いところを御苦労さまです。森谷と申します。

本日の公述の内容と申しますのは、目的のために手段を選ばないというやり方、また民事に介入することはいかかなるやというような疑問がありましたので、公述人として参加させていただきました。

以前から早期に道路拡幅をすべきであると、昭和47年ころから再三にわたり秦野市に申し入れたにもかかわらず対応の説明もなく、その後平成6年、県土木出張所長、県会議員、市民50名ぐらいの同席のもとに説明会が開催されました。その後、進展なきままに放置されているために、拡幅をしなければいけない旨の説明会を開催すべきだと申し入れました。

ところが、回答もなくそのまま続きまして、さらに年月が経過するとともに、身近に状況の変化が生じてまいりました。人はみんな年をとります。私どもの周辺でも、年をとって亡くなる方もおります。状況の変化の中で、秦野市の担当課長が財産管理課の担当者とともに来訪し、市有地を取得の図面、税率を文書にして渡してくれました。その場所を買

い取るためにはある程度の資金も必要ですから、そのように文書を渡されたことについて、資金の準備もありまして内容を了承しました。

それからさらにまた日を重ねまして、突然一人の男が、神奈川県から来たと称し、名刺も出さず、氏名、所属も名乗らず、専横・高圧的な態度で、拡幅に応じない場合は強制代執行にかける、と言った事実があります。私は、そのような対応の仕方のもとでは、素直に言葉を返すことも、また耳を傾げることもできないと思います。

それからまたさらに日を重ねます。いつも、一度来ますと、その次来るときは非常に間を置いて来るわけです。その後、今度は別の市の職員が来まして、市有地を売らない旨の申し入れがありました。最初は売ると言っていて、今度は売らないということなのです。承服できない、原点に戻るべきだと回答しました。

時を同じくして、担当職員のみが知る事実を含んだ恫喝的な言葉による電話が何回もかかってまいりました。家内が2回、私が3回受けております。その次に来たときに、その市の職員に私はその事実を言いました。指紋があるように声紋があるので録音するかと申し添えたところ、その後は恫喝的な電話はかかってきません。

私は、曲がったことは嫌いです。曲がって役に立つものは蚊取り線香だけです。これはPTAの会長をやっているときによく申しました。蚊取り線香は、真っ直ぐですと場所を食ってしようがないですから、曲がっているからこそ蚊取り線香の役目をするわけです。私は、市有地を売却すると約束後、反故にすることは誠に許しがたい。なぜなら、隣地の者には市の土地を売却しておきながら、私には今度は売らないと来たのは、やはり佐藤栄作の沖縄の核兵器持ち込みの密約と同じようなことがあるのではないかと考えられたわけです。ですから、憲法に保障された平等の権利を行政が侵害することは、私は承服できないと思います。

今日まであそこの道路が広くならないということは——先ほどの土木出張所の方の説明のとおり、必要性があるからこそ、その以前に私は市に申し入れをしていたわけです。行政の怠慢と不誠実な対応、それによって生じた年月、経済的な損失ははかり知れません。現実の問題として、私の周辺でも、当時家主が私と約束したことも果たされぬままに亡くなっていきました。

そういうことから、私は思います。行政の立場として、このような道路の拡幅、また整理その他をやるにつきましては、やはり皆さんの気持ちよい協力のもとに実施されなければならないと思います。この件の冒頭に、余りに無理なことを言ってきたために、成田空

港の二の舞になるぞと、私は県の職員にも市の職員にも言いました。私は、公共の利益のためには一部の人間が我慢することも大事だということも知っております。そのために、皆さんの声を大きく聞いて、行政がそれらに対応するということが大事だと思います。

それから、本件について毎年訪問しているということを、市の職員から私は聞きました。ところが、毎年など来ておりません。カレンダーに全部印をしてあります。それを、あたかも私どものところに交渉に訪問したということであるのだとすれば、虚偽の公文書作成の疑いも考えられます。そういうことのないように、皆さんの協力のもとに安全と円滑な交通を確保するために、十分な対応と民意を酌み取った行政でありたいと思います。一部の人間に便宜を図って、一部の人間には便宜を図らないという不公平なやり方については、私は長年の経験から随所で見ておるために、公述の機会を得たいと思って申し入れをしたわけです。

本日のこの会合について取り計らってくれました建設省の方々、秦野まで来るのは非常に遠いと思います。ですけれども、それを顧みないで本日の開催に骨を折ってくださったことについては、私なりに感謝いたします。

私の許せないことは、市の最初言ったことを反故にして、また恫喝的な電話が私の厳しい言葉でそれ以後かかってこないという事実を考えますと、私にとっては疑わしさが心に残ります。一つの国に歴史があるように、人にも歴史があります。天皇陛下、吉田元総理の身辺警護の経験をして今日に至りました。そのために、私は本日のような公聴会を開いて皆さんに内容をわかっていたいただければ、今後の行政に猛省を促すものになるのではないかと思う次第です。

私の身边から順次亡くなった方々がおります。約束をして、そのまま私のいろいろな面の招待とか何かを受けることもなく亡くなっていった方々がおります。そういう方々の内容については、余り逸脱するといけないと思いますが、私は、その亡くなっていった方々の中には、私に対する思いを残しているのではないかなということを時々考える次第です。

最後に申し上げますが、私は、行政の約束は約束として必ず守るということ、一度口に出して言った以上は、これを守って履行するべきだと思うのです。最初、売ると言って売らない、約束したことは守らない。それから、自分の身分も所属も何も言わないで、一方的に恫喝的な言葉で、強制代執行にかけるなどというような言葉を言ったこと。それらを考え合わせますと、私のようにある程度の修羅場を通過してきた人間ですと、何を言うかと

いう気持ちになりまして気持ちが硬化するわけです。そのためにも、行政は常に民意を反映された行政であってほしいと私は日頃から考えて、いろいろな場面で発言し、行動してきました。そういうために、今日は寒いところを皆さんが参加してくださったので、幾らかなりとも私の気持ちを酌み取ってくださればよろしいのではないかなと思います。

以上をもちまして、私は終わりとしたいと思います。よろしゅうございますか。

○永森議長 どうもありがとうございました。

降壇してください。

これで、予定しておりました公述はすべて終了いたしました。

これにて、県道秦野停車場改築工事神奈川県秦野市今川町地内に関する事業認定申請に係る公聴会を終了いたします。

なお、新聞広告等により、平成22年1月22日及び23日の2日間において公述を希望される方の募集をいたしました。申し出のあった公述の件数等の都合により、本公聴会は本日のみの開催となります。明日1月23日の開催はありません。

公聴会の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

会場管理上の都合がございますので、公述人及び傍聴人の方々は速やかに退場願います。ありがとうございました。

閉 会